

○静岡県金属くず営業条例

(昭和 32 年 12 月 10 日静岡県条例第 51 号)

改正 昭和 35 年 7 月 13 日県条例第 25 号 昭和 37 年 10 月 15 日県条例第 52 号
昭和 45 年 7 月 9 日県条例第 37 号 昭和 59 年 12 月 24 日県条例第 44 号
平成 4 年 3 月 25 日県条例第 29 号 平成 7 年 7 月 21 日県条例第 35 号
平成 7 年 10 月 18 日県条例第 49 号 平成 12 年 3 月 21 日県条例第 44 号
平成 24 年 3 月 23 日県条例第 28 号 令和 2 年 3 月 27 日県条例第 31 号
令和 6 年 7 月 23 日県条例第 41 号 令和 6 年 10 月 25 日県条例第 45 号
令和 7 年 7 月 22 日県条例第 43 号

(目的)

第 1 条 この条例は、金属くずを取り扱うことを業とする者について必要な事項を規定することにより、金属類に関する犯罪を防止し、もつて公共の秩序を維持することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例で「金属くず」とは、金属類で次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

(1) その物の本来の生産目的に従い売買、交換、加工又は使用されるもの

(2) 古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）第 2 条第 1 項に規定する古物

2 この条例で「金属くず商」とは、営業所（営業の目的で使用する住所又は居所を含む。以下同じ。）を設けて金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換することを営業とする者で、次条第 1 項の規定による許可を受けたものをいう。

3 この条例で「金属くず行商」とは、営業所によらないで個々に取引の相手方を求めて、金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換すること（以下「行商行為」という。）を営業とする者（その代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）並びに金属くず商及びその代理人等を除く。）で、第 18 条第 1 項の規定による届出をしたものをいう。

(金属くず商の許可及び管理者の届出)

第 3 条 金属くず商になろうとする者は、営業所ごとに、公安委員会の許可を受けなければならない。

2 金属くず商は、営業所を自ら管理しない場合には、その営業所の管理者を定め、公安委員会に届け出なければならない。

(許可の基準)

第4条 公安委員会は、前条第1項の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第2編第36章又は第39章に定める罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた日から起算して1年を経過しない者
- (2) 古物営業法第3条の規定による許可を受けないで古物営業を営んだことにより刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた日から起算して6月を経過しない者
- (3) 第5条の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた日から起算して6月を経過しない者
- (4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第1条に規定するものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- (6) 住居の定まらない者
- (7) 第16条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
- (8) 精神機能の障害により金属くず商の業務を適正に実施するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (9) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が金属くず商の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第11号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。
- (10) 次のいずれかに該当する管理者を置く者
 - ア 未成年者
 - イ 第1号から第7号までのいずれかに該当する者
 - ウ 精神機能の障害により管理者の業務を適正に実施するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (11) 法人で、その役員のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する者があるもの

2 公安委員会は、前条第1項の規定による許可をしない場合においては、理由を付した文書で申請者にその旨を通知しなければならない。

（許可の手続）

第4条の2 第3条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を公安委員会に提出しなければならない。この場合において、許可申請書には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 管理者を定める場合にあつては、その氏名及び住所

(4) 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

(無許可営業の禁止)

第5条 金属くず商でない者は、営業所を設けて金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換してはならない。

(許可証)

第6条 公安委員会は、第3条第1項の規定による許可をするときは、別記様式第1号の金属くず商許可証（以下「許可証」という。）を交付しなければならない。

2 金属くず商は、許可証を他人に貸し、又は譲り渡してはならない。

3 金属くず商は、許可証を毀損し、若しくは亡失し、又は許可証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可証等の携帯等)

第6条の2 金属くず商は、行商行為をするときは、許可証を携帯していなければならない。

2 金属くず商は、その代理人等に行商行為をさせるときは、当該代理人等に別記様式第2号の金属くず商従業者証（以下「従業者証」という。）を携帯させなければならない。

3 金属くず商又はその代理人等は、行商行為をする場合において、警察官又は取引の相手方から許可証又は従業者証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(金属くず商に係る変更の届出)

第6条の3 金属くず商は、第4条の2各号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更の日から14日（公安委員会規則で定める場合にあつては、20日）以内に当該変更に係る変更年月日及び変更事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

- 2 前項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

(許可証の返納)

第7条 金属くず商は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に該当することとなつた日から10日以内に許可証を公安委員会に返納しなければならない。

- (1) 廃業したとき。
 - (2) 許可を取り消されたとき。
 - (3) 許可証の再交付を受けた者が、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。
- 2 金属くず商が死亡し、又は解散したときは、同居の親族、法定代理人若しくは管理者又は清算人（法人の解散が合併によるものであるときは、合併後存続し、又は合併により設立された法人。以下同じ。）は、当該死亡し、又は解散した日から10日以内に許可証を公安委員会に返納しなければならない。

(休業の届出)

第8条 金属くず商は、引続き3月以上休業しようとするときは、休業しようとする日の5日前までに、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(名義貸しの禁止)

第9条 金属くず商は、自己の名義で他人に金属くず商の営業をさせてはならない。

(許可の表示)

第10条 金属くず商は、営業所の見やすい場所に、別記様式第3号の許可標識を表示しなければならない。

(確認及び申告)

第11条 金属くず商は、金属くずを買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとする場合において、相手方の身元を知りついていないときは、公安委員会規則で定める方法により、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。

- 2 金属くず商は、当該金属くずについて不正品の疑いがある場合においては、直ちにその旨を警察官に申告しなければならない。

(帳簿等への記載等)

第12条 金属くず商は、売買若しくは交換のため、又は売買若しくは交換の委託により、金属くずを受け取り、又は引き渡したときは、その都度、次に

掲げる事項を、帳簿若しくは公安委員会規則で定めるこれに準ずる書類（以下「帳簿等」という。）に記載をし、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録をしておかなければならない。

- (1) 取引の年月日
 - (2) 金属くずの品目、数量及び特徴
 - (3) 相手方の住所及び氏名
 - (4) 前条第 1 項の規定による確認をした場合にあつては、その方法
- 2 金属くず商は、帳簿等を最終の記載をした日から 3 年間営業所に備え付け、又は前項の電磁的方法による記録を当該記録をした日から 3 年間営業所において直ちに書面に表示することができるようにして保存しておかなければならない。
 - 3 金属くず商は、帳簿等又は第 1 項の電磁的方法による記録を毀損し、若しくは亡失し、又はこれらが滅失したときは、直ちに営業所の所在地の所轄警察署長に届け出なければならない。

（品触れ）

第 13 条 警察本部長又は警察署長は、必要があると認めたときは、金属くず商に対して盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物（以下「盗品等」という。）の品触れを発することができる。

- 2 金属くず商は、前項の品触れを受けたときは、その品触書に到達の日付を記載し、その日から起算して 3 月間これを保存しなければならない。
- 3 金属くず商は、品触れを受けた日にその金属くずを所持していたとき、又は前項の期間内に品触れに相当する金属くずを受け取ったときは、直ちにその旨を警察官に届け出なければならない。

（差止め）

第 14 条 警察本部長又は警察署長は、金属くず商が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属くずについて、盗品等又は遺失物であると疑うに足る相当の理由がある場合においては、当該金属くず商に対し、30 日以内の期間を定めて、その金属くずの保管を命ずることができる。

（立入り及び検査）

第 15 条 警察本部長又は警察署長は、必要があると認めるときは、警察官をして、営業時間中において金属くず商の営業所及び金属くずの保管場所に立ち入らせ、金属くず及び帳簿等（第 12 条第 2 項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。）を検査させ、若しくは関係者に質問させ、又は関係者から報告を求めることができる。

- 2 前項の場合においては、警察官は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の求めがあつたときは、これを提示しなければならない。

(指示)

第 15 条の 2 公安委員会は、金属くず商又はその代理人等がその金属くず商の営業に関しこの条例又はこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反した場合において、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該金属くず商に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(営業の停止等)

第 16 条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、金属くず商の許可を取り消し、又は期間を定めて金属くず商の営業の停止を命ずることができる。

- (1) 金属くず商が、金属類に関し刑法第 2 編第 36 章又は第 39 章に定める罪を犯して刑に処せられたとき。
 - (2) 金属くず商が、古物営業法第 3 条の規定による許可を受けないで古物営業を営んだことにより刑に処せられたとき。
 - (3) 金属くず商が、第 4 条第 1 項第 4 号から第 6 号まで又は第 8 号から第 11 号までのいずれかに該当することとなつたとき。
 - (4) 金属くず商が、この条例に基づく処分（前条の規定による指示を含む。）に違反したとき。
 - (5) 金属くず商又はその代理人等が、この条例又はこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反したとき。
- 2 公安委員会は、金属くず商が、2 以上の営業所を有する場合において、一の営業所につき許可を取り消され、又は営業の停止を受けたときは、他の営業所についても、情状によりその金属くず商の許可を取り消し、又は営業の停止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

第 17 条 公安委員会は、前条の規定による処分をしようとするときは、静岡県行政手続条例（平成 7 年静岡県条例第 35 号）第 13 条第 1 項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行われなければならない。

- 2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の 1 週間前までに、静岡県行政手続条例第 15 条第 1 項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公告しなければならない。
- 3 前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

(金属くず行商の届出)

第 18 条 金属くず行商になろうとする者は、公安委員会に届け出なければならない。

- 2 金属くず行商でない者は、行商行為をしてはならない。ただし、金属くず商及びその代理人等並びに金属くず行商の代理人等にあつては、この限りでない。

(届出の手續)

第 18 条の 2 前条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 行商行為をする主たる地域
- (3) 取引の相手方が特定されている場合にあつては、当該相手方の氏名又は名称及び住所又は居所
- (4) 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

(行商の証)

第 19 条 公安委員会は、前条の届出書の提出を受けたときは、別記様式第 4 号の金属くず行商の証（以下「行商の証」という。）を交付しなければならない。

- 2 金属くず行商は、行商の証を他人に貸し、又は譲り渡してはならない。
- 3 金属くず行商は、行商の証を毀損し、若しくは亡失し、又は行商の証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て再交付を受けなければならない。

(行商の証等の携帯等)

第 20 条 金属くず行商は、行商行為をするときは、行商の証を携帯していなければならない。

- 2 金属くず行商は、その代理人等に行商行為をさせるときは、当該代理人等に別記様式第 5 号の金属くず行商従業者証（以下「行商従業者証」という。）を携帯させなければならない。
- 3 金属くず行商又はその代理人等は、行商行為をする場合において、警察官又は取引の相手方から行商の証又は行商従業者証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(金属くず行商に係る変更の届出)

第 20 条の 2 金属くず行商は、第 18 条の 2 各号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更の日から 14 日（公安委員会規則で定める場合にあつては、20 日）以内に当該変更に係る変更年月日及び変更事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

2 前項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が行商の証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

（行商の証の返納）

第 21 条 金属くず行商は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に該当することとなつた日から 10 日以内に行商の証を公安委員会に返納しなければならない。

(1) 廃業したとき。

(2) 行商の証の再交付を受けた者が、亡失した行商の証を発見し、又は回復したとき。

2 金属くず行商が死亡し、又は解散したときは、同居の親族若しくは法定代理人又は清算人は、当該死亡し、又は解散した日から 10 日以内に行商の証を公安委員会に返納しなければならない。

（申告）

第 22 条 金属くず行商は、金属くずを買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとする場合において、当該金属くずについて不正品の疑いがあるときは、直ちにその旨を警察官に申告しなければならない。

第 23 条 削除

（罰則）

第 24 条 第 5 条の無許可営業の禁止規定又は第 16 条第 1 項若しくは第 2 項の営業停止の処分に違反した者は、1 年以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金に処する。

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 6 条第 2 項又は第 19 条第 2 項の規定に違反して許可証又は行商の証を他人に貸し、又は譲り渡した者

(2) 第 9 条の規定に違反して自己の名義で他人に営業させた者

(3) 第 11 条の規定に違反して確認若しくは申告をせず、又は第 22 条の規定に違反して申告をしなかつた者

(4) 第 12 条第 1 項の規定に違反して必要な記載若しくは電磁的方法による記録をせず、又は虚偽の記載若しくは電磁的方法による記録をした者

- (5) 第 14 条の規定による保管命令に従わなかった者
- (6) 第 13 条第 2 項の規定に違反して品触書を保存せず、又は同条第 3 項の規定に違反して届出をしなかった者
- (7) 第 18 条第 2 項の無届営業の禁止規定に違反した者

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第 6 条の 2 第 1 項の規定に違反して許可証を携帯せず、又は同条第 2 項の規定に違反して従業者証を携帯させなかった者
- (2) 第 6 条の 3 第 1 項又は第 20 条の 2 第 1 項の規定に違反して届出書又は添付書類を提出しなかった者
- (3) 第 7 条第 1 項の規定に違反して許可証を返納しなかった者
- (4) 第 10 条の規定に違反して許可標識の表示をしなかった者
- (5) 第 12 条第 2 項の規定に違反して帳簿等を備え付けず、若しくは電磁的方法による記録を保存せず、又は同条第 3 項の規定に違反して届出しなかった者
- (6) 第 15 条第 1 項の規定による警察官の立入り、検査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の答弁若しくは報告をした者
- (7) 第 20 条第 1 項の規定に違反して行商の証を携帯せず、又は同条第 2 項の規定に違反して行商従業者証を携帯させなかった者
- (8) 第 21 条第 1 項の規定に違反して行商の証を返納しなかった者
(両罰規定)

第 27 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関し前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金又は科料の刑を科する。
(委任)

第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和 33 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に営業所を設け、又は営業所によらないで個個に相手方を求めて、金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換することを業としている者は、この条例施行の日から 20 日間は、第 5 条又は第 18 条第 2 項の規定にかかわらず当該営業を引き続き営むことができる。
- 3 前項に該当する者が、第 3 条の規定により許可を受けようとする場合は、第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 8 号及び第 9 号の規定は適用しない。

- 4 静岡県風俗営業等許可手数料条例（昭和 29 年静岡県条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和 35 年 7 月 13 日県条例第 25 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 35 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この条例施行の際、従前の規定及び様式により取り扱ったものは、この条例の改正規定及び様式により取り扱ったものとみなす。
- 3 この条例施行の際、従前の規定及び様式により作成した帳簿、用紙等は、当分の間、使用できるものとする。

附 則(昭和 37 年 10 月 15 日県条例第 52 号)

- 1 この条例は、昭和 37 年 10 月 15 日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に使用している許可標識は、この条例施行の日から 6 月間は、引き続き使用することができる。

附 則(昭和 45 年 7 月 9 日県条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年 12 月 24 日県条例第 44 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 60 年 2 月 13 日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 25 日県条例第 29 号)

- 1 この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 7 年 7 月 21 日県条例第 35 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 10 月 18 日県条例第 49 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 21 日県条例第 44 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日県条例第 28 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日県条例第 31 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にされた改正前の静岡県金属くず営業条例（以下「旧条例」という。）第 3 条第 1 項の規定による許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の静岡県金属くず営業条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定及び様式により交付されている許可証等は、新条例の相当する規定及び様式により交付された許可証等とみなす。
- 4 旧条例第 16 条の規定により公安委員会がした許可の取消し又は営業の停止の命令は、新条例第 16 条の規定により公安委員会がした許可の取消し又は営業の停止の命令とみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和 6 年 7 月 23 日県条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 6 年 10 月 25 日県条例第 45 号)

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日（令和 7 年 6 月 1 日）から施行する。

附 則(令和 7 年 7 月 22 日県条例第 43 号)

- 1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の第 16 条の規定により公安委員会がした許可の取消し又は営業の停止の命令は、改正後の第 16 条の規定により公安委員会がした許可の取消し又は営業の停止の命令とみなす。

別記様式第 1 号

金属くず商許可証

[別紙参照]

別記様式第 2 号

金属くず商従業者証

[別紙参照]

別記様式第 3 号

許可標識

[別紙参照]

別記様式第 4 号

金属くず行商の証

[別紙参照]

別記様式第 5 号

金属くず行商従業者証

[別紙参照]